

入札公告

令和 6 年 9 月 13 日

社会福祉法人マリンピア 特別養護老人ホーム マリンピア神栖増設棟空調設備等更新工事
(令和 5 年度補正予算 経済産業省 省エネルギー投資促進支援事業)について、一般競争入札
を行いますので公告します。

社会福祉法人マリンピア
理事長 西條 昌良

1. 入札内容

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事名称 | 特別養護老人ホーム マリンピア神栖増設棟空調設備等更新工事
(令和 5 年度補正予算 経済産業省 省エネルギー投資 促進支援事業) |
| (2) 工事場所 | 茨城県神栖市矢田部 12678-7
特別養護老人ホーム マリンピア神栖増設棟 |
| (3) 工事内容 | 空調設備等更新工事 |
| (4) 工期 | 契約日から令和 6 年 12 月 23 日
※但し、落札業者と打ち合わせの上、正式工期を決めるものとする。
※省エネルギー投資促進支援事業の実績報告を行うこと。
また、工事完了後の成果報告業務も行うこと。 |
| (5) 入札方法 | 一般競争入札 |
| (6) 予定価格 | 有 (非公開) |

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号) に規定するところの暴力団、準構成員またはその関係者でないこと。
- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者 (再認定後の競争参加資格による)。
- (4) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業ではないこと。
- (5) 過去 3 年間で、経済産業省の「省エネルギー投資促進支援事業」の申請代行及び工事請

負の実績が、1件以上ある者であること。

(6) 自社にて申請代行を一括して対応できる者であること。

3. 入札参加資格の確認

(1) この入札に参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

①一般競争入札参加資格確認審査申請書 1部

②入札参加資格の誓約書 1部

※上記書類は、このホームページに掲載

(2) 上記(1)の提出先は次の通りとする。

①期 間 公告日から令和6年9月19日(木)までの9:00~17:00の時間

②場 所 茨城県神栖市矢田部 12678-7 特別養護老人ホーム マリンピア神栖
※但し、土・日曜日、祝日を除く。

③その他 受取者は事前連絡の上、名刺を持参すること。

④連絡先 電話：0479-46-7770 (mail：marinpia-k@iaa.itkeeper.ne.jp)
担当：伊豆 義隆

(3) 入札参加資格の結果は、期限内に入札参加資格確認申請書の提出のあった事業者に対して随時資格審査を行い書面(メール、FAX等)にて各社に通知する。

(4) 設計図書等は、参加資格の確認ができた事業者に下記において配布する。

①場 所 茨城県神栖市矢田部 12678-7 特別養護老人ホーム マリンピア神栖

②日 時 令和6年9月24日(火)午前9時から午後5時まで(午後0時から午後1時を除く)

(5) 入札等に対する質問及び回答

入札等について質問がある場合は次に従い質問書を提出すること。(任意書式)

①提出期限 令和6年9月27日(金)17:00まで

②提出場所 (4)①に示す場所

③提出方法 FAXまたはメールにより行う事とする。

④質問に対する回答は随時、入札参加者すべてにFAXまたはメールにより回答する。

⑤本件入札に係る書類作成等に、直接関係のない質問及び提出期限を過ぎて提出された質問については、回答しない。

⑥入札後、入札関連書類に関する不知及び不明を理由として異議を申し立てる事はできない。

⑦現場説明会は行いませんので、現場確認は随時受け付けます。

6. 入札方法等

① 入札・開札日時及び場所

ア) 日時 令和6年10月4日(金)14:00から

イ) 場所 〒314-0341 茨城県神栖市矢田部 12678-7

社会福祉法人マリンピア 特別養護老人ホーム マリンピア神栖

- ②入札書の提出は、持参によるものとし、それ以外の方法は認めない。
- ③入札金額は、当該契約に係る諸経費を含めた総額とする。
- ④落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する事。
- ⑤入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名押印をし、封筒に封入の上、入札担当職員の指示に従い提出する事。
- ア) 入札参加資格を有する者自身による場合は、その氏名及び職印。
- イ) 入札参加資格を有する者以外の者による場合は、委任状を提出の上、代理人氏名及びその者の印。
- ⑥一旦提出された入札書は、引き換え、変更又は取り消しをする事ができない。
- ⑦次のいずれかに該当する入札書は無効とする。また、無効の入札を行った者を落札者とした場合は、落札決定を取り消す事とする。
- ア) 入札参加資格のない者が提出したもの。
- イ) 入札金額が訂正してあり、訂正の為の印が押されていないもの。
- ウ) 誤字、脱字、汚れ等により、文字が不明瞭なもの。
- エ) その他入札説明書等において示した条件等に違反するもの。
- ⑧入札者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、公正な入札を執行できない状態と認められるときは、入札を延期又は中止する事がある。
- ⑨落札者の決定は次の方法により行う。
- ア) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者。
- イ) 落札となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
- ウ) 開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合は、再入札を行う。
なお、再入札の回数は1回とする。
- エ) 再入札を行っても落札者がいない場合は、入札を終了し、入札金額の最も低い者から順次随意契約の交渉を行う。
- ⑩入札保証金及び契約保証金
いずれも免除する。
- ⑪工事金支払い条件
支払時期に関しては、落札後、協議により決定する。

以上